

柴監告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月20日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成30年度補助金等に関する事務

(2) 実施年月日及び対象課等

実施年月日	監査対象課等	補助等事業名
令和元年 5月13日	商工観光課	(公社)シルバー人材センター運営費補助 ほか15事業
	総務課	柴田町職員自主研修助成事業 ほか1事業
	健康推進課	柴田町食生活改善推進協議会補助 ほか5事業
	議会事務局	政務活動費
5月14日	生涯学習課	柴田町子ども会育成会連絡協議会補助 ほか8事業
	税務課	柴田町納税貯蓄組合連合会補助 ほか2事業
	農政課	太陽の村冒険遊び場整備事業補助 ほか31事業
	農業委員会	柴田町農業者年金加入者協議会補助
5月15日	まちづくり政策課	柴田町阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助 ほか12事業
	都市建設課	柴田町スクールゾーン内危険ブロック等除却事業補助 ほか2事業
	教育総務課	特別支援教育実習費補助 ほか6事業
5月16日	福祉課	柴田地区保護司会柴田分会事業補助 ほか8事業
	町民環境課	柴田町公衆衛生組合連合会補助 ほか3事業
	スポーツ振興課	柴田町体育協会補助 ほか3事業
	子ども家庭課	子ども食堂開設運営費補助 ほか6事業
5月17日	財政課	

(3) 監査の場所

柴田町監査委員事務局

(4) 監査の方法

財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

(指摘事項)

○補助事業等に係る実績報告書の審査について

補助事業等の履行の確認は、町補助金等交付規則第12条により提出された実績報告書等により行うこととなっている。しかし、収支精算書等の提出だけで実績報告書が提出されず、写真等の添付もない課等が多く見られた。

補助金等の交付にあたっては、実績報告書等の内容を同規則第13条に基づいて審査した上で、適正に交付されたい。